

高病原性鳥インフルエンザ等
防疫対策マニュアル

2023年10月

茨城県

目 次

第1 防疫対策の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 基本方針	
2 組織体制及び各組織の構成員と分掌事務	
第2 高病原性鳥インフルエンザ等発生時の防疫対応・・・・・・・・	12
1 防疫対応の区分	
2 区分毎の防疫対応	
(1) 異常家きんの届出(農場)から簡易検査陽性まで	
(2) 簡易検査陽性から病性判定まで	
(3) 病性判定から農場防疫措置完了まで	
(4) 農場防疫措置完了及び完了後	

第1 防疫対策の基本方針

1 基本方針

高病原性鳥インフルエンザは、その伝播力の強さ及び高い致死性から、まん延すれば、養鶏産業に及ぼす影響が甚大である。

本病の防疫対策上、最も重要なのは「発生の予防」と「早期の発見及び通報」であるが、万が一発生した場合には、「迅速かつ的確な初動防疫」で、まん延防止及び早期収束を図る必要があり、ウイルスを早期に封じ込めるため、迅速に患畜又は疑似患畜の殺処分とその死体等の処理及び消毒を行う必要がある。

このため、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された場合に、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第116号。以下「法」という。）及び高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）、茨城県家畜伝染病まん延防止規則（昭和27年茨城県規則47号）に基づき実施する高病原性鳥インフルエンザの防疫対策を、国、市町村、関係団体、生産者等と協力連携して、必要な措置を円滑に推進するため、高病原性鳥インフルエンザ等防疫対策マニュアル（以下「本マニュアル」という。）を定める。

本マニュアルにおいては、発生後速やかに初動防疫を完了させるため、国、県、市町村、関係団体及び生産者等が連携して防疫措置を行うための組織体制、連絡体制及び発生時に必要とされる防疫作業等について定める。

2 組織体制及び各組織の構成員と分掌事務

(1) 高病原性鳥インフルエンザ等防疫対策本部

ア 設置

本県において高病原性鳥インフルエンザ等が発生した場合(病性判定で患畜・疑似患畜と判定)又は隣接県で発生が確認され、制限区域が県内に設定された場合には、対応方針の策定や広報等を行うとともに、国等の関係機関との連絡調整、自衛隊の派遣要請、現地対策班への指示・支援等を行うため、県は高病原性鳥インフルエンザ等防疫対策本部（以下、県対策本部）を設置する。

イ 組織 【図1】

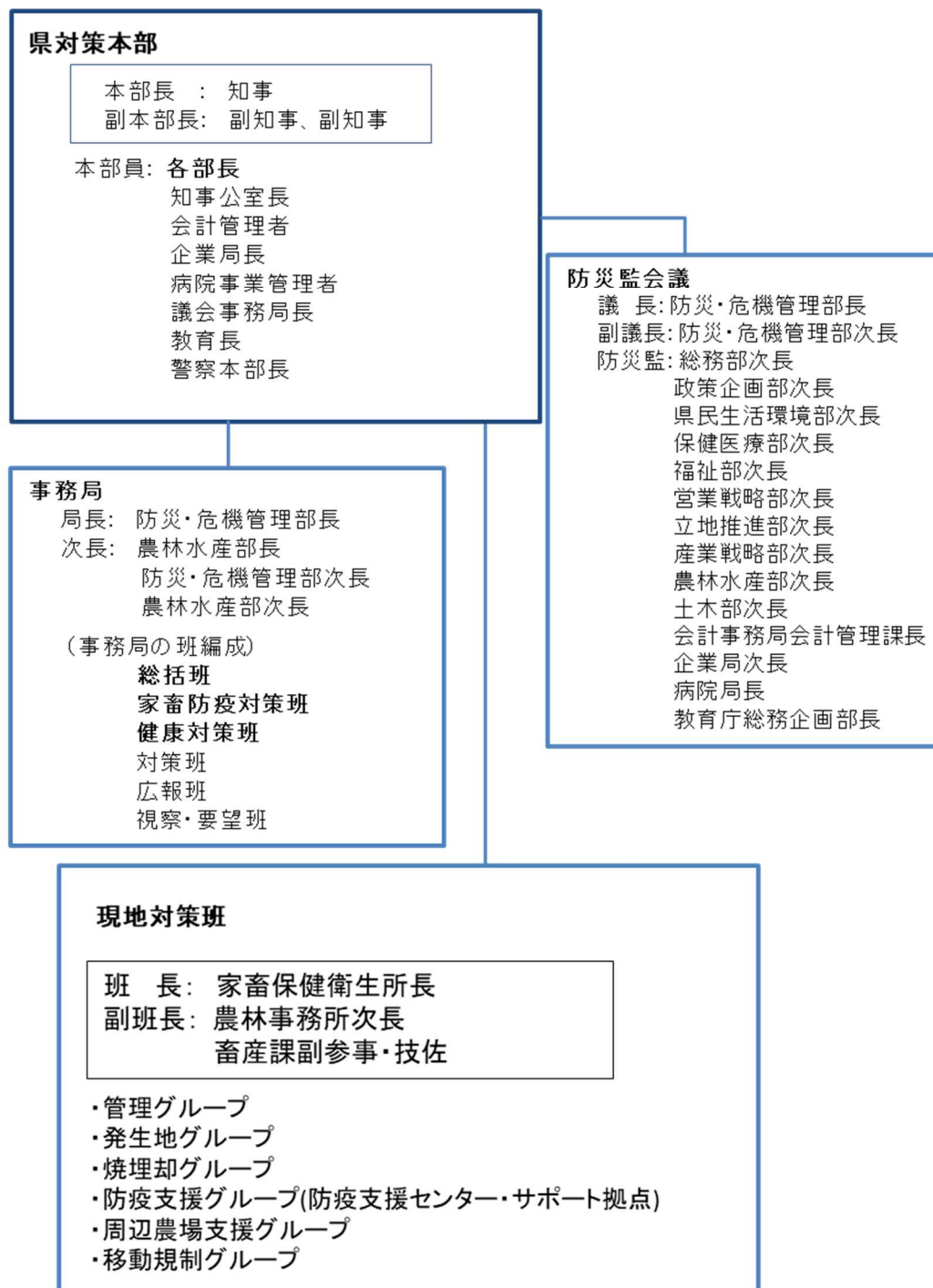
- (ア) 県対策本部には、本部長、副本部長及び本部員を置く。
- (イ) 本部長は、知事とする。
- (ウ) 副本部長は、副知事とする。
- (エ) 本部員は、「茨城県危機管理指針別表4」に掲げる者をもって充てる。
- (オ) 県対策本部には事務局を置く。
- (カ) 事務局には、県対策本部の運営や各部等の連絡調整、県職員の緊急動員等のため総括班を、高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策に専門的な知識等が必要なため家畜防疫対策班を、防疫作業者の健康管理等のため健康対策班を、各部及び関係機

関との連絡調整等のため対策班を、広報業務の総合調整等のため広報班を、政府・国会等への要望陳情等のため視察・要望班を置く

(キ) 県対策本部は「茨城県危機管理対策本部設置要綱」のとおり部を置く。

(ク) 農林水産部は発生農場における殺処分や消毒ポイントの設置など現状における防疫措置を実施するため、家畜保健衛生所長を班長とした現地対策班を設置する。

【図1】 県対策本部及び現地対策班の組織構成



【事務局の編成】

- ① 総括班 班長：防災・危機管理課長
 副班長：防災・危機管理課副参事
 構成員：防災・危機管理課員

24 時間当たり	主な役割
16 名	県対策本部の運営及び会議の開催 防災監会議等の運営及び会議の開催 緊急動員職員・他県獣医師の受入れと現地への派遣に係る連絡調整 自衛隊の派遣要請等の連絡調整 各部局所管団体動員のための連絡調整 動員者用バスの運行管理

※総括班等には、必要に応じて、茨城県災害対策本部事務局員を充てることとする。

- ② 家畜防疫対策班 班長：畜産課長
 副班長：畜産課副参事・技佐
 構成員：畜産課、農林水産部各課員

グループ名	24 時間 当たり	主な役割
総括・情報・防疫対策 G	9 名	防災・危機管理課との連絡調整 防疫対策に係る情報収集・情報提供 防疫対策全般の企画立案と進行管理、現地対策班との総合調整 国、他県、各課、関係団体との連絡調整 他県獣医師の動員要請と受入れ調整（総括班と連携）
連絡調整 G	4 名	発生時等の各関係課・機関への連絡 協定派遣団体との動員協力の連絡調整・業務委託 従事者等の健康管理等に関する保健対策班との調整
流通対策 G	4 名	消毒ポイントに係る運営管理・業務委託
資材調達 G	3 名	防疫に必要な資材や機材の確保と支援センターへの運搬手配等 防疫対策に必要な予算措置、執行管理
経営支援 G	3 名	焼却施設との連絡調整、焼埋却に必要な手続き・進行管理 農家の経営再開に向けた予算の措置、執行、管理
現地対策班駐在 G	21 名	市町村及び地域団体との動員調整 支援センター立ち上げと家畜防疫対策班との連絡調整 自衛隊現地指令との連絡調整
計	44 名	

※1 家畜防疫対策班は、県庁 17 階農林水産部会議室に執務室を置くこととする。

※2 畜産課副参事は、現地対策班の副班長として駐在する。

家畜防疫対策班所属別人数

構成	作業時間当たりの人数	
	24時間	
畜産課	22	
部内他課	18	
畜産センター	4	
計	44	

家畜防疫対策班

	所属	作業時間当たりの人数	
		24時間	合計
統括・情報・防疫対策G	畜産課	6	9
	部内他課	2	
	畜産センター	1	
連絡調整G	畜産課	3	4
	部内他課	1	
流通対策G	畜産課	3	4
	部内他課	1	
資材調達G	畜産課	3	3
経営支援G	畜産課	3	3
現地対策班へ	畜産課	4	21
	部内他課	14	
	畜産センター	3	
合計		44	

③ 健康対策班 班長：感染症対策課技佐

副班長：総務事務センター長補佐

構成員：感染症対策課員、障害福祉課員、総務事務センター員、
病院局経営管理課員

24 時間あたり	主な役割
15 名	防疫作業員の健康管理、メンタルヘルス対策、人の健康に関する相談窓口の設置、防疫支援センターにおいて現地業務にあたる健康調査班との連絡調整

※茨城県災害対策本部事務局で情報班に配属されている職員は健康調査班として活動する。

④ 対策班 班長：消防安全課課長補佐(総括)

副班長：防災・危機管理課員 消防安全課員 原子力安全対策課員

班員：各部等企画調整担当

24 時間あたり	主な役割
14 名	各部及び関係機関との連絡調整、職員の緊急動員調整、自衛隊等他機関に対する派遣要請

⑤ 広報班 班長：報道・広聴課長

副班長：報道・広聴課副参事 報道・広聴課課長補佐 営業企画課課長補佐

班員：報道・広聴課員 営業企画課員 プロモーションチーム員

24 時間あたり	主な役割
6 名	広報業務の総合調整、県民への広報広聴、県民相談窓口の設置、報道機関への対応

⑥ 視察・要望班 班長：政策調整課課長補佐(総括)

副班長：総務課課長補佐 政策調整課課長補佐

班員：総務課員 市町村課員 秘書課員 政策調整課員 議会事務局員

24 時間あたり	主な役割
9 名	政府・国会等への要望陳情、国の機関の視察・調査に対する対応

【現地対策班の編成】

現地対策班 班長：発生農場を管轄する地域の家畜保健衛生所長

副班長：発生農場を管轄する地域の農林事務所次長、家畜防疫対策班から
派遣する畜産課副参事・技佐(家畜防疫対策班)とする。

1 作業グループの主な役割

グループ名	24時間当たり	主な役割
班長	1名	防疫措置総括
副班長	3名	現地対策班長補佐、家畜防疫対策班との連絡調整
管理G	22名	防疫措置に係る情報整理・提供、病性鑑定、疫学調査、防疫資材備蓄センターの管理運営、家畜防疫対策班への報告連絡、関係保健所、関係警察署及び関係市町村との連絡調整
発生地G	598名	防疫措置全体の計画作成・進行管理、発生農場の調査・封鎖・緊急消毒、家きんの殺処分・焼却、発生農場の清掃・消毒、家きん等の評価
焼埋却G	24名	殺処分家きん・汚染物品の焼却・埋却
防疫支援G	125名	防疫支援センター及び発生農場サポート拠点の設置・運営 (防疫支援センター) 防疫作業員及び資材の受入・管理・現地への輸送 市町村、自衛隊との調整協議 動員者用バスの運行管理 駐車場の確保、運行、交通整理 動員者の健康管理 現場の状況把握、家畜防疫対策班への連絡調整 (サポート拠点) 動員者(県職員、団体職員)、他県獣医師及び資材の受入れ・管理・農場への輸送、休憩給食等農場作業員支援
周辺農場支援G	17名	異常家きんの有無の確認、周辺農場立入検査、周辺農場に対し家きん等の移動或いは搬出の自粛を要請。消毒指導、出荷支援
移動規制G	69名	通行制限及び消毒ポイントの設置・運営
合計	855名	

発生地Gについては、ケガや事故には十分に注意を払って作業を行う。

発生地Gのリーダー・サブリーダーを作業安全管理者とする。

作業安全管理者について

- ・防疫作業員の安全確保・健康管理に努める。
- ・防疫作業の説明及び注意喚起
- ・農場を巡回し安全管理に努める。

※詳細については別添作業マニュアルに定める。

2 現地対策班の構成人数

所属	準備	作業時間あたりの人数		
		全庁動員前 (8時間あたり)	8時間	24時間
家畜保健衛生所 ^{※1}	28	19	19	39
畜産課	2	1	1	2
畜産振興課	14	9	9	25
現地農林事務所 ^{※2}	20	1	1	1
農林事務所全体	0	54	53	149
農林水産部(家畜防疫対策班)	0	3	3	9
農林水産部	0	10	11	25
防災・危機管理部(総括班)	0	3	3	9
防災・危機管理部(情報班)	0	2	2	6
保健医療部(獣医師)	0	5	5	11
保健医療部(保健師等) ^{※3}	3	2	2	6
畜産センター(オペレーター)	1	1	1	3
畜産センター	5	3	3	6
県職員(動員者)	0	0	51	306
団体職員等(動員者)	0	0	60	180
県警	0	6	6	21
市町村	16	24	24	52
合計	89	143	254	850

※1 班長(現地家畜保健衛生所長)を含む

※2 副班長(現地農林事務所次長)を含む

※3 救護担当の看護師は、概ね24時間で外部委託に移行

1 クール8時間の1日3班体制(県の動員職員は1クール4時間の1日6班体制)とする。

準備：殺処分開始前準備段階の体制

全庁動員前：県の動員者が到着するまでの体制（1クール8時間あたり）

8時間、24時間：県および団体の動員者が到着してからの体制

3 各グループの構成について

管理グループ

所属	準備	作業時間あたりの人数		
		全庁動員前 (8時間あたり)	8時間	24時間
現地対策班長	家畜保健衛生所長	1	1	1
現地対策副班長	現地農林事務所次長	1	1	1
リーダー	家畜保健衛生所	1	1	3
総務・情報	家畜保健衛生所	2	1	3
	農林事務所全体		1	2
	市町村	2	2	6
病性鑑定・疫学	県北家畜保健衛生所	5	3	3
	畜産センター（獣医師）	1		
防疫資材	家畜保健衛生所	2	1	3
合計		15	11	22
所属別人数	家畜保健衛生所	11	7	13
	現地農林事務所	1	1	1
	農林事務所全体		1	2
	畜産センター	1		
	市町村	2	2	6
合計		15	11	22

発生地グループ

役割	所属	準備	作業時間あたりの人数		
			全庁動員前 (8時間あたり)	8時間	24時間
リーダー	家畜保健衛生所	1	1	1	3
サブリーダー	家畜保健衛生所	1	1	1	3
管理担当	家畜保健衛生所	1	1	1	3
	畜産振興課	2	1	1	2
	畜産センター(畜産職)		1	1	1
評価記録	畜産振興課	2	1	1	2
	畜産センター(畜産職)		1	1	4
	市町村	2	1	1	3
家畜処分					
リーダー	家畜保健衛生所	6	4	4	12
	保健医療部(獣医師)		3	3	9
サブリーダー	現地農林事務所	4			
	農林事務所全体		17	16	48
	農林水産部		3	3	9
	畜産センター(畜産)	3			
殺処分係	畜産センター(オペレーター)	1	1	1	3
	県職員(動員者)			51	306
	団体職員等(動員者)			60	180
	畜産振興課	2	1	1	3
消毒係	現地農林事務所	4			
	農林事務所全体*		1	2	6
	合計	29	38	149	597
所属別人数					
	家畜保健衛生所	9	7	7	21
	畜産振興課	6	3	3	7
	現地農林事務所	8			
	農林事務所全体		17	16	48
	農林水産部		4	5	15
	畜産センター(畜産)	3	2	2	5
	畜産センター(オペレーター)	1	1	1	3
	市町村	2	1	1	3
	保健医療部(獣医師)		3	3	9
	県職員(動員者)			51	306
	団体職員等(動員者)			60	180
	合計	29	38	149	597

*消毒係は外部委託後は殺処分リーダーへ戻る

焼埋却グループ

役割	所属	準備	作業時間あたりの人数		
			全庁動員前 (8時間あたり)	8時間	16時間
リーダー	畜産振興課	3	1	1	3
	家畜保健衛生所	1			
サブリーダー	畜産課	2	1	1	2
	畜産センター	1	1	1	1
構成員	農林事務所全体		9	9	18
	合計	7	12	12	24

* 準備段階で埋却処分か焼却処分の方針を決定する

* 焼却処分となった場合、焼却受入が可能な場所によって、立会等が必要となるため、別途各農林事務所に依頼する。

防疫支援グループ

役割	所属	準備	作業時間あたりの人数			
			全庁動員前 (8時間あたり)	8時間	24時間	
防疫支援センター						
リーダー	畜産振興課	1	1	1	3	
サブリーダー	畜産振興課	1	1	1	3	
	家畜保健衛生所	2				
構成員	現地農林事務所	5				
	農林事務所全体		13	13	39	
	農林水産部(家畜防疫対策班)		1	1	3	
	農林水産部		4	4	4	
	防災・危機管理部(総括班)		2	2	6	
	防災・危機管理部(情報班)		2	2	6	
	保健医療部(保健師等) ※	3	2	2	6	
	市町村	4	4	4	12	
	発生農場サポート拠点					
	リーダー	畜産振興課	1	1	1	3
サブリーダー	畜産振興課	1	1	1	3	
構成員	家畜保健衛生所	2				
	現地農林事務所	2				
	農林事務所全体		5	5	15	
	農林水産部(家畜防疫対策班)		2	2	6	
	農林水産部		2	2	6	
	防災・危機管理部(総括班)		1	1	3	
	市町村	2	1	1	3	
	合計	24	43	43	121	

所属別人数				
家畜保健衛生所	4			
畜産振興課	4	4	4	12
現地農林事務所	7			
農林事務所全体		18	18	54
農林水産部(家畜防疫対策班)		3	3	9
農林水産部		6	6	10
防災・危機管理部(総括班)	0	3	3	9
防災・危機管理部(情報班)	0	2	2	6
保健医療部(保健師等) ※	3	2	2	6
市町村	6	5	5	15
合計	24	43	43	121

* 救護担当の看護師は、概ね24時間で外部委託に移行

周辺農場支援グループ

※ただし、準備以外での夜間等の時間帯は作業無し

役割	所属	作業時間あたりの人数			
		準備	動員以前 (8時間)	8時間	24時間
リーダー	家畜保健衛生所	1	1	1	1
立入・経営支援	家畜保健衛生所	1	4	4	4
	保健医療部(獣医師)		2	2	2
	市町村		10	10	10
	合計	2	17	17	17
所属別人数	家畜保健衛生所	2	5	5	5
	保健医療部(獣医師)		2	2	2
	市町村		10	10	10
	合計	2	17	17	17

移動規制グループ

役割	所属	作業時間あたりの人数			
		準備	動員前(8時間)	8時間	24時間
リーダー	畜産振興課	1	1	1	3
サブリーダー	家畜保健衛生所	1			
通行制限	現地農林事務所	2			
	農林事務所全体		1	1	3
	市町村	2	2	2	6
消毒ポイント	県警		2	2	6
	現地農林事務所	2			
	農林事務所全体		8	8	24
	市町村	4	4	4	12
	県警		4	4	12
	合計	12	22	22	66
所属別人数	畜産振興課	1	1	1	3
	家畜保健衛生所	1			
	現地農林事務所	4			
	農林事務所全体		9	9	27
	県警		6	6	18
	市町村	6	6	6	18
	合計	12	22	22	66

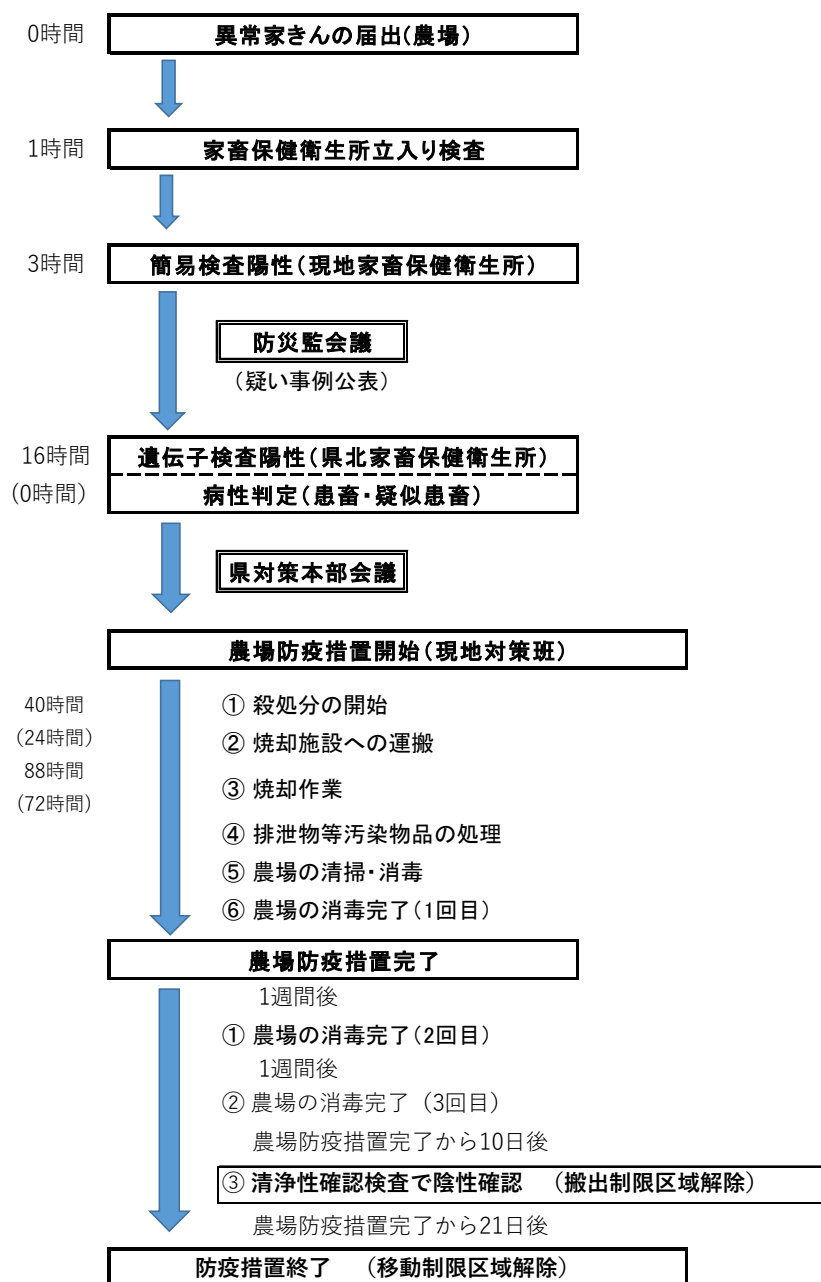
※概ね24時間で外部に委託。それ以降は、リーダー1名が必要資材等管理する。

第2 高病原性鳥インフルエンザ等発生時の防疫対応

1 防疫対応の区分

高病原性鳥インフルエンザ等発生時の防疫対応は、異常家きんの届出から防疫措置完了までを時系列で、次の4つに区分する。

- ・異常家きんの届出（農場）から簡易検査陽性まで
- ・簡易検査陽性から病性判定まで
- ・病性判定から農場防疫措置完了まで
- ・農場防疫措置完了後



2 区分毎の防疫対応

区分毎の県対策本部及び畜産課(家畜防疫対策班)、家保・農林事務所(現地対策班)の対応は、次のとおりとする。

(1) 異常家きんの届出(農場)から簡易検査陽性まで

<現地の対応>

ア 異常家きんの届出

現地家畜保健衛生所は、家きんの所有者等から死亡羽数増加など特定症状の届出を受けて、当該農場に立入検査を実施する時点で、畜産課、県北家畜保健衛生所(病性鑑定)、現地農林事務所、現地市町村に連絡する。

イ 農場の立入検査

①届出農場への指示

- ・農場内の全ての家きん・排泄物等について、当該農場からの移動を自粛すること。
- ・農場の出入口を1ヶ所に限り、農場及び防疫関係者以外の者の出入りをさせないこと。
- ・農場外に物を搬出しないこと。家きんの所有者及び従業員等が外出する場合には、適切な消毒を行うこと。
- ・異常家きんの卵、排せつ物、敷料等は、他の家きんと接触することがないようにすること。

②農場での検査

- ・現地家畜保健衛生所職員は、当該農場に到着した後、車両を農場の衛生管理区域外に置き、死亡羽数の推移、死亡家きん及び異常家きんの状況を確認し、現地家畜保健衛生所に連絡する。現地家畜保健衛生所は畜産課に連絡する。
- ・同時に、別の職員は、異常が認められる家きん舎ごとに死亡家きん及び異常家きん(異常家きんが認められない場合には、生きた家きん)のそれぞれ複数羽(死亡家きんについては11羽以上(11羽に満たない場合は全羽)、生体は少なくとも2羽)を対象とした簡易検査を行う。

ウ 発生に備えた準備

現地家畜保健衛生所では、職員が通報農場の立入検査を行っている間に、次の措置を講じ、簡易検査陽性結果と同時に、畜産課あて報告できるように準備する。

- ・当該農場における家きん舎等の配置の把握、作業スペース、動線の確認
- ・周辺農場における家きんの飼養状況の整理
- ・防疫措置計画の準備、防疫措置に必要な資材の確認
- ・消毒ポイントの設置場所の検討
- ・防疫支援センター、発生地サポート拠点設置場所の確認

<畜産課の対応>

ア 異常鶏の届出後

畜産課は、現地家畜保健衛生所が異常家きんの届出を受けて、当該農場の立入検査を実施すると連絡があった場合、農林水産部長、他家畜保健衛生所に対し状況を連絡する。

イ 農場立入検査等において死亡鶏の症状・死亡状況等本病を否定できない場合

速やかに農林水産部長に報告する。また、動物衛生課(農林水産省)、防災・危機管理課に報告するとともに、畜産センター、他農林事務所、生活衛生課に状況を連絡する。

(2) 簡易検査陽性から病性判定まで

<現地の対応>

ア 関係各所への連絡

現地家畜保健衛生所は、簡易検査陽性について畜産課に報告するとともに県北家畜保健衛生所(病性鑑定)、現地農林事務所(→他市町村(公表後))、現地市町村、関係市町村、関係保健所、関係警察署に連絡する。

イ 県北家畜保健衛生所(病性鑑定)への検体搬入

簡易検査に使用した鶏13羽を県北家畜保健衛生所に搬入する。

また、疫学調査のための聞き取り及び環境材料に採取を行う。

ウ 遺伝子検査等のための材料採材

遺伝子検査及び抗体検査の材料として気管スワブ、クロアカスワブ、血液及び各臓器を採材する。

<畜産課の対応>

ア 関係各所への連絡

畜産課は、現地家畜保健衛生所から簡易検査陽性の連絡を受けた段階で、農林水産部長及び動物衛生課に報告するとともに、部内関係各課(→関係出先機関)、防災・危機管理課(→各部局庁等、自衛隊)、他家保(→関係市町村)、他農林事務所(→管内市町村)、庁内関係者(課)、関東農政局、市長会・町村会、畜産関係団体、防疫協定締結団体及び隣接県に電話及びメール等(時間外、休日の場合は携帯メール等)により連絡する。

・庁内関係者(課)： 政策調査室(知事)、秘書課(副知事)、報道・広聴課、総務事務センター、環境政策課、廃棄物規制課、保健政策課(→関係保健所)、感染症対策課(→関係保健所)、生活衛生課、道路維持課、県警察本部(→関係警察署)、議会事務局

イ 知事への報告と伺い

- ・報告： 発生農場の概要、発生の経過、当面の措置、今後の対応
- ・伺い： 簡易検査が陽性になった段階で知事に報告し、防災監会議開催、総括班、家畜防疫対策班、健康対策班の設置、現地対策班の設置及び必要に応じて自衛隊、他県獣医師の派遣要請について伺う。

ウ 報道機関への公表

公表の有無及び内容も併せて、動物衛生課と協議する。

- エ 現地家畜保健衛生所及び現地農林事務所に対し、防疫措置準備のための職員の配置等を指示する。また、畜産課及び防災危機管理課は担当職員を現地へ派遣する。
- オ 家畜防疫対策班の設置準備のため家畜防疫対策班員への連絡及び農林水産部会議室の確保と準備
- カ 県外獣医師の派遣要請へ向けた準備を行う。

<家畜防疫対策班の対応> (県対策本部設置後の対応)

ア 家畜防疫対策班の設置

農林水産部長は、防疫対策全般の立案・進捗管理及び現地対策班等との連絡調整のため、家畜防疫対策班を設置する。

イ 現地対策班の設置

農林水産部長は、現地対策班を設置する。

ウ 防災監会議の開催

総括班(防災・危機管理課)は、防災監会議を開催し、家畜防疫対策班(畜産課)は防災監会議を通じて、発生農場の概要及び今後の対応について各部局と情報共有するとともに、動員職員の派遣を要請する。

※職員動員の手続き

動員する職員のうち、農林水産部職員に対しては、農林水産部長が各課に動員を指示し、所属長が職員を派遣する。

他部局の職員に対しては、防災・危機管理課が各部局長の防災監会議員に連絡し各課の総括補佐を通じて(各課のルート)要請し、各所属長が職員を派遣する。

【動員計画の考え方】

10万羽以下の場合：240人/日を動員(県職員約60人/日、団体職員等約180人/日)すれば概ね1日から2日で殺処分が終了するため農林水産部職員のみで対応する。

県職員約20人/8時間、団体職員等約60人/8時間

10万羽を超える場合や県内で同時に多発した場合：240人/日の動員だけでは1日で殺処分が終了しないため、他部局を含めて緊急動員を実施。

県職員 51 人/4 時間

エ 自衛隊の派遣要請

総括班は、30 万羽を超える飼養規模での発生や県内で同時に多発するなどにより、本県職員の動員ではすみやかな殺処分が困難であると見込まれる場合は、自衛隊の派遣を要請する。

オ 防疫措置に係る準備

家畜防疫対策班は、関係団体等への連絡調整、防疫資材センターからの防疫資材の運搬調達に係る準備、消毒ポイント設置に向けた準備、他県獣医師への派遣要請を行う。

カ 焼埋却作業に係る準備

焼却施設の確保のための連絡調整開始。埋却作業に向けた建設業協会との連絡調整。

キ 外部委託のための準備（消毒ポイント、看護師、人材派遣、支援センター業務等）

<現地対策班の対応>

ア 防疫措置の準備に向けた地域連絡会議の開催

現地対策班長は、速やかに現地対策班の構成員を招集のうえ、会議を開催し、連携して防疫業務を円滑に行えるよう防疫措置計画（人員や資材の準備や殺処分や埋却作業の実施計画）の作成、防疫支援センター、発生農場サポート拠点、消毒ポイントの選定を行う。

イ 現地対策班の農林事務所次長は他農林事務所への動員依頼する場合には、各農林事務所次長へ連絡する。

ウ 家畜防疫対策班の関係団体等への連絡調整結果を受けて、市町村に対する発生地グループ殺処分係への動員者確保（地域団体等）の要請

エ 防疫支援センター及び発生農場サポート拠点等の設置

防疫支援グループは、防疫作業者の受付準備、防疫資材の搬入、管理、消毒機材の設置、通信連絡・事務処理環境の整備、農場とのバスの運行管理の準備等を行う。

また、発生農場サポート拠点の設営（テント等）、必要な資材や機材の搬入、農場内の休憩所の設置や飲料等の準備。

オ 発生農場における防疫措置の準備

発生地グループは、防疫作業を開始する準備として農場の調査、封鎖、エリア設定、緊急消毒、必要資材の搬入、協定派遣業者と連携した機材の準備、必要な養生等を行う。

カ 発生農場における疫学調査の準備・実施

管理グループは疫学調査について、検体採材のための資材準備及び検体採材を行う。

キ 防疫作業者の受入れと農場への投入

防疫支援センターでは、防疫作業者の受付、資材配布、防疫作業の説明を行って農場への移動の準備を整え、県対策本部からの防疫措置（殺処分）開始の指示があれば、即時作業開始できるよう、防疫作業者を、発生農場に移動させる。

ク 焼埋却作業の準備

焼却施設の確保状況の確認。埋却地の現地確認及び埋却作業の準備。市町村と連携した住民説明(家畜防疫対策班と連携)。

(3) 病性判定から農場防疫措置完了まで

<総括班及び家畜防疫対策班の対応>

ア 関係各所への連絡

家畜防疫対策班は、農林水産省の病性判定（患畜又は疑似患畜）結果を現地対策班に連絡する。

家畜防疫対策班は、農林水産部長に報告するとともに、部内関係各課（→関係出先機関）、防災・危機管理課（→各部局庁等、自衛隊）、他家保、他農林（→管内市町村）、庁内関係者（課）、関東農政局、市長会・町村会、関係団体及び隣接県に電話及びメール等（時間外、休日の場合は携帯メール等）により連絡する。

- ・ 庁内関係者（課）： 政策調査室（知事）、秘書課（副知事）、報道・広聴課、総務事務センター、環境政策課、廃棄物規制課、感染症対策課（→関係保健所）、生活衛生課、道路維持課、県警察本部（→関係警察署）、議会事務局

イ 知事への報告と伺い

- ・ 報告：病性判定結果、防疫措置計画
- ・ 伺い：県対策本部の設置と農場防疫措置開始の指示

ウ 県対策本部会議の開催

総括班は、県対策本部会議を開催する。

主な会議内容： 防疫措置計画の説明。防疫措置の方針の決定。農場防疫措置開始の指示。自衛隊の派遣要請。国への要請が行われた場合の報告。記者レク資料の説明。※知事業務報告の上、書面、メール等による開催とする場合あり。

エ 報道機関への公表

家畜防疫対策班は、県対策本部会議開催後、病性判定結果について報道機関へ情報提供を行う。発表は原則として記者会見で行う。以降、県対策本部会議後に

は報道機関への情報提供を行う。

オ 外部委託（消毒ポイント、看護師、人材派遣、支援センター業務等）のための準備（委託事業者等との連絡調整）・実施

カ 資材調達

キ 焼埋却作業開始

焼却施設への搬出開始に向けた連絡調整及び新たな焼却施設確保のための連絡調整、埋却作業の進行管理。

<現地対策班の対応>

ア 関係各所への連絡

現地対策班は、家畜防疫対策班からの連絡を受け、関係市町村、関係保健所、関係警察署に病性判定結果を連絡する。

イ 殺処分の開始

県対策本部からの殺処分開始指示のもと、速やかに殺処分作業を開始する。

ウ 汚染物品の処理

エ 処分鶏及び汚染物品の評価

オ 発生状況確認検査

カ 制限区域例外協議

キ 焼埋却作業開始

焼却施設への搬出と焼却作業開始。協定団体との連携による埋却作業の実施。

ク 発生農場内の清掃・消毒

(4) 農場防疫措置完了及び完了後

<現地対策班の対応>

ア 殺処分終了予定時間の報告

現地対策班は、殺処分が終了すると見込まれる時間の概ね 12 時間前（次の日の 8 時～17 時までには終了すると見込まれる場合は前日の 15 時まで）を目途に家畜防疫対策班と殺処分終了前後の作業体制とそれに伴う県及び団体の動員を終了するタイミングについて協議する。

イ 関係各所への連絡

現地対策班は、農場防疫措置完了を家畜防疫対策班へ報告する。

ウ 焼却作業の継続

<総括班及び家畜防疫対策班の対応>

ア 関係各所への連絡

現地対策班からの報告を受けて、家畜防疫対策班（防疫対策グループ）は動物衛

生課と協議し、家畜防疫対策班（連絡調整グループ）は農林水産部長に報告するとともに、部内関係各課（→関係出先機関）、防災・危機管理課（→各部局庁等、自衛隊）、他家保（→関係市町村）、他農林事務所（→管内市町村）、庁内関係者（課）、関東農政局、市長会・町村会、畜産関係団体・防疫協定締結団体など関係団体及び隣接県に電話及びメール等（時間外、休日の場合は携帯メール等）により連絡する。

- ・庁内関係者（課）：政策調査室（知事）、秘書課（副知事）、報道・広聴課、総務事務センター、環境政策課、廃棄物規制課、感染症対策課（→関係保健所）、生活衛生課、道路維持課、県警察本部（→関係警察署）、議会事務局

【殺処分終了に伴う県及び団体の動員終了の連絡】

家畜防疫対策班は、現地対策班との殺処分終了前後の作業体制と県及び団体職員動員終了の協議を踏まえ、動員終了予定時間等について農林水産部長の指示を仰ぎ、総括・情報・防疫対策Gは防災危機管理課へ、連絡調整Gは各団体に動員終了予定時間等の連絡を行う。

イ 必要に応じて県対策本部会議の開催

会議内容：農場防疫措置完了報告。移動規制解除に向けてスケジュール提示。

※書面による開催とする場合あり。

ウ 報道機関への公表

県対策本部会議後、防疫措置完了等について報道機関へ資料提供を行う。

エ 焼却作業の進行管理

オ 規制解除の公示

家畜防疫対策班（防疫対策グループ）は、農場防疫措置完了 10 日後に実施する清浄性確認検査で陰性を確認後、搬出制限の解除について公示する。さらに農場防疫措置完了 21 日後に移動制限解除について公示する。